

記載例 1. 退職（特別徴収→普通徴収）
給与支払報告
にかかるとる給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

1 異のボールペン又はペンで記載してください。
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先へ引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。給与所得者の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
 4 ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。

A 平成29年10月15日 〇〇市町村長殿	所在地	郵便番号	〇〇市〇〇町3050番地										
	名称	(株)伊那商会											
	代表者の職氏名印	伊那五郎											
	個人番号又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
特別徴収義務者指定番号	01654321												
整理番号	0021												
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	經理係											
	氏名	木村 剛											
	電話	(0265) 12 - 2345番											
フリガナ	ミヤタ シオリ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由 ① 退職 (○)・障 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 合併 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ③ 普通徴収 3. を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付けてください。	一括徴収した税額は ____月分を納入します。 [月 日] 納入	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 2,240,000			
氏名	宮田 しおり (旧姓 上杉) (生年月日 S60.9.20)		80,300	6月から10月まで	11月以降	平成29.10.15			[月 日] 納入	控除社会保険料額 円 235,100			
個人番号	901234567890 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)			円	円								
旧住所	中川村 大草1000 (給与の支払を受けなくなった後の住所)			34,100	46,200								
現住所	伊那市下新田3382-2									退職手当等の支払額 (支払金額) 円 1,750,000			

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。
 (1月1日～4月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。)

B 一括徴収	一括徴収の理由	徴収予定		1. 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申出がないため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。 3. その他、理由 ()	一括徴収しない理由	
	① 異動が12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定日	徴収予定額			徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
		・	円			円
		② 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・			円
異動者印	・	円	円			

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

D 月割額 _____ 円 普通徴収の _____ 期から 4期までを _____ 月分から 特別徴収し納入する。	E 所在地 フリガナ 名称 代表者の職氏名印	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
給与支払方法及びその期日	払込金融機関希望する所在地及び名称	特徴納入書の送付	必要・不要
			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 電話 () _____ 番
			經理責任者氏名

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	01654321
整理番号	0021
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	經理係 氏名 木村 剛 電話 (0265) 12 - 2345番
異動の事由	① 退職 (○)・障 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 合併 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)
異動後の未徴収税額の徴収	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ③ 普通徴収 3. を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付けてください。
一括徴収した税額は	____月分を納入します。 [月 日] 納入
退職した年の1月から退職時までの給与支払額	円 2,240,000
控除社会保険料額	円 235,100
退職手当等の支払額 (支払金額)	円 1,750,000
勤続年数	5 年

*「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。